

横浜地域調達情報

令和4年11月8日公表 調達番号 横22211号

件名:白灯油の購入【単価】(港北警察署)

見積書提出期限:令和4年11月17日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

| 品名  | メーカー | 型番・規格   | 同等品の可否 | 数量    | 単位 | 納入期限                        | 納入場所  |
|-----|------|---------|--------|-------|----|-----------------------------|---|
| 白灯油 |      | JIS規格1号 | —      | 3,240 | L  | 令和4年12月1日<br>～<br>令和5年3月31日 | 港北警察署<br>1階 会計課<br>(横浜市港北区大豆戸町680-1)<br>ほか10交番<br>別紙仕様書のとおり |

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 2 見積単価は、1L当たりの消費税抜きの単価とし、小数点以下第4位まで記載することができる。
- 3 見積書の余白部分に契約希望金額(見積単価の100分の110に相当する金額)を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 4 代金の請求は、1か月分を取りまとめ、翌月に発注者あて請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て)。
- 5 詳細は、別紙仕様書のとおり。

## 仕 様 書

- 1 件名  
白灯油の購入【単価】
- 2 業務内容  
神奈川県港北警察署及び当署管内指定交番への白灯油の配送供給
- 3 契約期間  
令和4年12月1日から令和5年3月31日まで
- 4 購入予定数量  
白灯油 J I S規格1号ミニローリー納め 3,240L  
※ 購入予定数量は、過去の実績等から積算したもので、実際の購入数量には増減の可能性がある。
- 5 納入条件及び方法
  - (1) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条の規定による石油販売業の届出をしていること。
  - (2) 給油する白灯油はJ I S規格のものであること。
  - (3) ミニローリーにより、各所備え付けの保管容器（18Lポリ缶）に供給配送すること。
  - (4) 原則として、週に一度、別途定める曜日において配送すること（発注はF A Xにて前日までに行う）。
  - (5) 納入にあたっては、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2（4）に規定する「低公害車」をいう）の使用およびエコドライブ（同指針2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
  - (6) 下記の神奈川県港北警察署及び当署管内指定交番へ配送すること。

| 名 称    | 所 在 地             |
|--------|-------------------|
| 港北警察署  | 横浜市港北区大豆戸町680-1   |
| 大倉山交番  | 横浜市港北区大倉山1-30-7   |
| 樽町交番   | 横浜市港北区樽町1-26-18   |
| 吉田口交番  | 横浜市港北区綱島西4-9-6    |
| 高田交番   | 横浜市港北区高田東2-14-34  |
| 日吉本町交番 | 横浜市港北区日吉本町4-11-12 |
| 下田交番   | 横浜市港北区日吉本町6-24-10 |
| 仲手原交番  | 横浜市港北区仲手原2-1-6    |
| 菊名池交番  | 横浜市港北区富士塚1-1-9    |
| 菊名駅前交番 | 横浜市港北区菊名4-1-5     |
| 日吉東交番  | 横浜市港北区日吉5-11-6    |

- (7) 配送の際は、各納入箇所において納品書を発行し、必ず配送箇所勤務員の署名又は押印を受けた後、納品書を配送箇所勤務員に交付すること。  
納品書へは・納品者の表記（所在地、法人名等）
  - ・納品先の表示（港北警察署長）
  - ・納品年月日
  - ・納品場所（交番名等）
  - ・納品した物品の名称・数量・単価・金額
 の明記が必要要件となる。
- (8) 配送時に勤務員が不在の場合は、勤務員の確認が受けられないので配送を要しない。
- 6 特記事項  
著しい物価の変動又は元売価格の改訂があった場合には、別途協議の上、契約単価を変更できるものとする。